

開放施設の使用に関する決まり

- 1 開放施設（以下「施設」と言います。）への入出については、指定の門から管理指導員とともに入出願います。また、登録団体以外の者の施設への立入りは禁止いたします。
- 2 施設の又貸しは禁止します。
- 3 本校敷地内及び周辺への自家用車の駐車は禁止します。特に、近隣の民間月極駐車場への違法駐車は厳禁といたします。自家用車で来校の際は、周辺の時間貸パーキング等へ駐車願います。
- 4 本校敷地内は全面禁煙区域となっております。喫煙は敷地外でお願いいたします。
- 5 使用を許可された施設以外への立入りや校舎内への立入りは厳禁とします。また、使用を許可されていない設備・物品等の使用も厳禁とします。
- 6 施設の使用後は必ず清掃・整地等を行い、学校教育に支障のないよう原状回復を行なってください。
- 7 ごみ・空き缶・使用済ボールなどの排出物は、各団体で責任を持ってお持ち帰り願います。
- 8 施設の使用中に本校の備品・設備を破損したときは、直ちに管理指導員に申し出て管理指導員の指示に従ってください。また、近隣の設備など第三者の所有物に損害を与えた場合、学校側は責任を負いかねますので使用団体が責任を持って対応願います。
- 9 校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
- 10 施設の使用後は、使用人数、施設の異常その他必要事項を「管理指導日誌」に記載のうえ管理指導員の確認を受けてください。
- 11 使用承認日に施設の使用ができなくなった場合は、事前に必ず本校開放事業担当者あてご連絡願います。（天候が理由の場合は、事後連絡でも構いません）
特別な理由もなく使用しない団体は、以後の利用については他団体を優先とさせていただきますのでご承知おきください。
- 12 その他施設の使用に当たっては、管理指導員の指示に従うとともに、団体登録証に記載の「都立学校開放施設の使用に関する条件」を遵守願います。
- 13 以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の定める一定期間の使用を禁止し、又は当該団体の登録を取り消すことがあります。